

令和 6年 6月 6日

西濃保健所長 様

主たる事務所の所在地  
岐阜県大垣市笠縫町字奥屋敷454番1

医療法人の名称  
医療法人 社団 古川会

理事長 古川 武光

電話番号 0584(78)3058

医療法人事業報告書等届出書

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



[別紙]

様式1

事業報告書

(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人<sup>社団</sup>古川会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県大垣市笠縫町字奥屋敷454番地1
- (3) 設立認可年月日 昭和62年8月1日
- (4) 設立当期年月日 昭和62年8月18日
- (5) 役員

	氏名	備考
理事長	古川 武光	
理事	古川 武光	大垣整形外科診療所管理者
同	古川 和美	
同	竹之下 洋美	
同	古川 亜矢子	
監事	新谷 達也	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	大垣整形外科診療所	2112102088	岐阜県大垣市笠縫町字奥屋敷454番地1	一般病床 19床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和5年5月29日 令和4年度決算の決定、理事・監事の選任の承認

様式26-3

法人名 医療法人 社団 古川会  
 所在地 大垣市笠縫町字奥屋敷454番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額 369,502 千円  
 2. 負 債 額 169,901 千円  
 3. 純 資 産 額 199,601 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	143,767
B 固 定 資 産	225,735
C 資 産 合 計 (A+B)	369,502
D 負 債 合 計	169,901
E 純 資 産 (C-D)	199,601

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式26-1-4 (旧法：診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 社団 古川会  
 所在地 大垣市笠縫町字奥屋敷454番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表  
 (令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	143,767	I 流動負債	125,051
II 固定資産	225,735	II 固定負債	44,850
1 有形固定資産	98,251	負債合計	169,901
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	127,484	科目	金額
		I 資本金	41,644
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	157,957
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	199,601
資産合計	369,502	負債・純資産合計	369,502

様式 26-2-2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 社団 古川会  
 所在地 大垣市笠縫町字奥屋敷454番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	419,255
2 事業費用	433,078
本来業務事業損失	△ 13,823
事業損失	△ 13,823
II 事業外収益	8,358
III 事業外費用	1,558
経常損失	△ 7,023
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 7,023
法人税等	205
当期純損失	△ 7,228

監事監査報告書

医療法人 社団 古川会  
理事長 古川 武光 殿

私は、医療法人社団古川会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月28日

医療法人 社団 古川会

監事 新谷 達也